一般社団法人　全国鍼灸マッサージ協会

定　　款

平成	28年	3月	28日	作 成
平成	28年	3月	28日	認 証
平成	28年	4月	1日	設 立
平成	28年	8月	6日	改 訂
平成	29年	1月	14日	改 訂
平成	29年	2月	26日	改 訂
平成	30年	5月	27日	改 訂
平成	30年	12月	2日	改 訂
令和	2年	10月	1日	改 訂
令和	3年	10月	1日	改 訂
令和	4年	10月	1日	改 訂
令和	6年	10月	1日	改 訂

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会　定款

第 1 章　総則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会と称する。

（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。
２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

（目的）
第３条　当法人は、国民の疾病の予防と治療、健康の保持増進、充実した福祉のために東洋医学が重要な役割を担うとの認識に立ち、鍼、灸、按摩マッサージ指圧（以下「鍼灸マッサージ」という。）治療や東洋医学的健康法の普及振興を図り、以って国民の福利厚生、健康増進に寄与すること、並びに、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。
（１）災害時等のボランティア活動などの国民支援事業
（２）ＷＥＢサイト運営、会報発行などの情報出力事業
（３）地域に密着した会合開催などの地域活動事業
（４）鍼灸マッサージに係る研究及び教育事業
（５）社員の福利充実に係る福利厚生事業
（６）鍼灸マッサージに係る保険取扱事業
（７）療養費取扱いに係るソフト開発及び管理等事業
（８）療養費支給申請の審査・取次、普及啓発等、療養費の取扱いに関する事業
（９）鍼灸マッサージに係る知識及び技術の向上を図るためのセミナー等開催事業
（１０）会員の経営向上に係る経営支援事業
（１１）共同購買事業
（１２）労災保険加入団体の運営及び経営に係る支援事業
（１３）診療所の経営事業
（１４）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第４条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章　社員

（入社）

第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　社員となるには、社員規約において別に定める事項に該当する者が、指定の様式による申込みをし、理事会による承認を得なければならない。

（経費等の負担）

第６条　社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２　社員は、社員規約に基づき会費を納入しなければならない。

（退社）

第７条　社員は、１ヶ月以上前に当法人に対して社員規約に定める退社届を提出することで退社することができる。ただし、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

（除名）

第８条　社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

（１）この定款その他当法人が規定する規約等に違反したとき

（２）当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員の資格喪失）

第９条　前２条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（２）死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。

（３）破産手続きの開始決定があったとき。

（４）総社員の同意があったとき。

（５）第６条の会費を６ヶ月以上滞納したとき。

（社員名簿）

第１０条　当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章　会員

（会員の規定）

第１１条　当法人の目的に賛同し、当法人が提供するサービスを利用するために入会した者を会員とする。

２　会員に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員規約及び会員に関する会費等納入規程による。

第 4 章　社員総会

（社員総会）

第１２条　社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に１回開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（権限）

第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。

（１）社員の除名

（２）理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額又はその規程又はその規約

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

（８）基本財産の処分の承認

（９）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（招集）

第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

２　社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は通

知を受ける社員の個別の承認による電磁的方法により、開催日の１週間前までに各社員に対して発する。

（議決権）

第１５条　各社員は、各１個の議決権を有する。

（決議）

第１６条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）社員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（書面等による議決権の行使）

第１７条　社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、当該社員は、当法人指定の委任状を社員総会毎に当法人に提出しなければならない。なお、代理人による復代理委任は認めない。

２　社員は、理事会が書面による議決権行使ができることとする旨を決議した事項については、書面による議決権を行使することができる。

３　前項の場合、社員はあらかじめ交付された議決権行使書面に、理事会が定めた事項を記載して、別途社員総会規約に定める期限までにこの法人に提出しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定により行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

５　理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議長）

第１８条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

（議事録）
第１９条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長及び議長の指名する出席理事１名が、署名又は記名押印する。
３　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（社員総会規約）
第２０条　社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか社員総会規約による。

第 5 章　役員

（役員の設置等）
第２１条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事　４名以上６名以内
（２）監事　１名又は２名
２　理事のうち、１名を理事長とし、理事長以外の理事の中から、１名以上２名以内を副理事長とする。
３　理事長を補佐する目的で、会長を選出する事も出来る。
４　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

（役員の選任）
第２２条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　理事長、会長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を

執行する。

３　会長は、理事長の業務を補佐する。

４　副理事長は、理事長及び会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

５　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第２７条　理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、役員報酬規約の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第２８条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引
（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第２９条　当法人は、理事又は監事の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、同法第１１４条第１項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２　当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、同法第１１５条第１項の規定により、賠償責任を規定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（顧問）

第３０条　当法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、事業に関連する学術的な専門知識を有する者とし、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

３　顧問は、理事会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。

４　顧問の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

５　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（相談役）

第３０条の２　当法人に、任意の機関として、相談役若干名を置くことができる。

２　相談役は、理事会から諮問された全ての事項について参考意見を述べることができる。

３　相談役は、理事会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。

４　相談役の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

５　相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章　理事会

（構成）
第３１条　当法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３２条　理事会は、次の職務を行う。
（１）業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、会長及び副理事長の選定及び解職
（４）個人情報取扱い規程に定める個人情報保護管理者の選定及び解職
（５）顧問、相談役の選定及び解職
（６）社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
（７）規程の制定、変更及び廃止
２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分及び譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任及び解任
（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
（６）第２９条第１項の責任の免除

（開催）
第３３条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）監事から、一般法人法第１００条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　理事長は、前条第２項第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３７条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第３８条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会規程）

第４０条　理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第 7 章　計算

（事業年度）

第４１条　当法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４２条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第４３条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。

３　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第４４条　当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４５条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第４６条　当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４７条　当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章　支部

（支部）
第４８条　当法人は、理事会の決議を経て、支部を置くことができる。
２　支部に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 １０ 章　附則

（最初の事業年度）
第４９条　当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成２８年９月３０日までとする。

（設立時役員）
第５０条　当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。
設立時理事　　山　本　　高　敬
設立時理事　　齋　藤　　剛　康
設立時代表理事　[redacted]
山　本　　高　敬

（設立時社員の氏名及び住所）
第５１条　設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。
設立時社員　住所　[redacted]
氏名　山　本　　高　敬
設立時社員　住所　[redacted]

氏名　齋　藤　　剛　康
設立時社員　住所　[redacted]
氏名　山　城　　由　貴

（事務所所在地）
第５２条　当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。
東京都新宿区本塩町２１　ラボ東京ビル３階

（法令の準拠）
第５３条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附　則（平成２８年８月６日）
１．この定款は、平成２８年８月６日から施行する。

附　則（平成２９年１月１４日）
１．この定款は、平成２９年１月１４日から施行する。

附　則（平成２９年２月２６日）
１．この定款は、平成２９年２月２６日から施行する。

附　則（平成３０年５月２７日）
１．この定款は、平成３０年５月２７日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２日）
１．この定款は、平成３０年１２月２日から施行する。

附　則（令和２年３月８日）
１．この定款は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年１０月１日）
１．この定款は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年１０月１日）
１．この定款は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月１日）

１．この定款は、令和６年１０月１日から施行する。

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会
会員規約

第１章　　総則

（目的）

第１条　本規約は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会（以下「当法人」という。）の定款第１１条に規定する会員の権利義務、会費、入退会等、当法人の運営並びに会員活動の基本的事項や、当法人が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めるものとする。

（規約の改廃）

第２条　　本規約は、社員総会の決議によって改廃することができる。本規約を改廃した場合、第１２条の規定により会員に対し通知するものとする。

２　前項の規定により改廃した規約の効力発生時期は、決議のなされた社員総会の翌日とする。

第２章　　会員

（会員の種別）

第３条　会員とは、当法人の定款及び本規約に加えて、利用するサービスに関する各種規約や規程を承諾のうえ、当法人所定の様式による入会申込みを行い、代表理事による承認を得た個人、法人及び団体をいう。

２ 会員は、次の５種とする。

（1） 正会員

当法人の目的に賛同して入会する個人

（2） 準会員

当法人の目的に賛同して入会する個人のうち、正会員の被雇用者等である者

（3） 賛助会員

当法人の目的に賛同して入会する個人、法人及び団体

（4） 学生会員

当法人の目的に賛同して入会する個人とし、厚生労働省等が認可するあはき養成学校（以下「あはき養成学校」という。）へ在籍している者

（5） 非会員

（１）～（４）に当てはまらない個人

３　前項に定める各会員が受けられるサービスは、それぞれ次のとおりとする。

（1） 正会員

①各種情報の授受

②各種保険サービス

③共同購買サービス

④当法人が主催するセミナー等各種行事への参加

⑤当法人のホームページ内のサービス

⑥当法人が運営するホームページ以外のウェブサイトのサービス

⑦療養費等支給申請の審査・取次サービス

（但し、第８条による別途申込みが必要）

⑧その他、当法人が提供する全てのサービス

（2） 準会員

①各種情報の授受

②各種保険サービス

③共同購買サービス

④当法人が主催するセミナー等各種行事への参加

⑤当法人のホームページ内のサービス
⑥当法人が運営するホームページ以外のウェブサイトのサービス
⑦療養費等支給申請の審査・取次サービスの一部
（但し、使用者である正会員による第８条規定の別途申込みが必要）
⑧その他、当法人が提供する全てのサービス
（但し、当法人から直接又は使用者を介して享受するものとする）

(3) 賛助会員
① 当法人のホームページ内のサービス（会員ページを除く）
② 当法人が運営するホームページ以外のウェブサイトのサービス
③ 会報による情報の授受

(4) 学生会員
① 各種情報の授受
②当法人が認めた個別のサービス
③当法人が主催するセミナー等各種行事への参加
④当法人のホームページ内のサービス
⑤当法人が運営するホームページ以外のウェブサイトのサービス
⑥会報による情報の授受

(5) 非会員
①当法人が認めた個別のサービス

４ 第２項第１号の正会員及び第２号の準会員、第４号の学生会員のうち、按摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師、柔道整復師の国家資格を有する者については特に資格者会員とし、前項によるサービスの利用に加え当法人が提供する団体保証制度に加入することができる。

（入会の申込み）

第４条　会員になろうとする個人、法人及び団体は、第３条第２項の会員区分に応じて次の申込みを行わなければならない。

(1)　正会員、準会員、賛助会員及び学生会員は、所定の入会申込書等に添付書類を付して、事務局へ提出しなければならない。

(2)　非会員は、当法人が別途指定する方法で登録を行わなければならない。

２ 前項第１号のうち正会員、準会員及び賛助会員の入会の申込みがあったときは、第５条の規定に従い、代表理事が、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し電子メールまたは当法人が所定した方法により通知する。尚、入会日は、第１４条に定める入会金及び年会費を納入した翌月１日とする。

３ 第１項第１号のうち学生会員の申込みがあったときは、これを入会申込者に対し電子メールまたは当法人が所定した方法により通知する。

４ 第１項第２号 非会員の登録申込みがあったときは、登録申込者に対し書面による通知は行わない。

（入会の承認・不承認）

第５条　当法人は、前条に規定する正会員、準会員及び賛助会員の申し込みがあったときは、会員になろうとする者が次の各号に該当する場合には、入会を承認しないことがある。

（1）　当法人の目的又は趣旨に賛同していないと認められる場合

（2）　過去に本規約又はその他当法人が定める定款、規約及び規程等に違反したことを理由として、当法人から除名又は退会処分を受けたことがある場合

（3）　前条に定める入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記又は記入漏れ等がある場合

（4）　その他、当法人が入会することが適当でないと判断した場合

（会員登録）

第６条 正会員は、当法人所定の登録及び会費等支払いのための口座振替の申込みを行わなければならない。

２ 学生会員は、入会申込後、当法人所定の登録を行わなければならない。

（理事会への報告）

第７条　代表理事は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

（療養費等の支給申請書の審査及び支給に関するサービス）

第８条 第３条第２項第１号の正会員が療養費等の支給申請サービスを受けるためには、別途療養費申請サポート（療養費等の申請に関するサービスで、療養費申請書作成ソフトの利用権を含む。）の申込みを行う必要があり、詳細については別途「療養費申請サポートの案内」に規定する。

２ 前項による申込みを行った正会員の被雇用者である準会員については、療養費等の支給申請サービスの一部を利用することができる。享受できるサービス内容等詳細については別途「療養費申請サポートの案内」に規定する。

３　正会員もしくは準会員が記載された療養費支給申請書のみが当協会を通して提出することができる。

（会員区分の変更）

第９条 会員はその意思により、所定の変更申込書を事務局へ提出し、代表理事の承認を経て第３条第２項各号に定める他の会員区分への変更を行うことができる。ただし、必要な要件を満たさない場合は、この限りではない。

２ 会員区分の変更は、特別な事由があると当法人が認めた場合を除き、前条の変更申込書を７月３１日までに提出した者について、翌事業年度開始日からの変更とする。

３ 会員は、会員区分の変更に伴い納入すべき年会費等に差額が生じたときは、別に定める会員の会費等納入規程の定めに従い、その納入を行わなければならない。

４ 会員区分の変更に伴い、納入すべき入会金・年会費がすでに納入した入会金・年会費を下回る場合であっても、当法人は、当該差額分の返還及び相殺等は行わない。

（会員の遵守義務）

第１０条会員は、本規約はもとより当法人が定めるその他の規約・規程・定款及びその他諸法令を遵守しなければならない。

２ 会員が、前項に違反した場合には、当該会員は当法人の指導等に対し、誠実に対応しなければならない。

３ 会員は、第１４条に規定する入会金及び年会費、第１６条に規定する臨時会費等（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

（変更の届出）

第１１条 会員は、登録事項（氏名、屋号・法人名等、自宅・治療院所在地、電話・FAX 番号、メールアドレス、金融機関情報、代表者情報、療養費申請に関する届出等）に変更が生じたときは、当法人所定の方法により変更後１４日以内に当法人へ届け出なければならない。

２ 前項の届出が無いことにより、会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切その責任を負わない。

（会員への通知）

第１２条当法人から会員への通知は、原則として当法人のホームページにて行うものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、会員が当法人に対して届出ている宛先等に対し発送又は発信した場合において、当該通知が郵便事情、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当法人の責めによらない事由により延着又は不着となったときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。

３ 当法人から準会員が届け出ている住所・連絡先へ発送又は発信する場合、正会員の許可や周知は不要とする。

（学生会員に関する特例）

第１３条学生会員は、あはき養成学校卒業後１年以内に第３条第２項第１号に規定する正会員として入会する場合、第１４条に定める入会金を免除する。

２ 学生会員は、あはき養成学校卒業日を含む月の末日に学生会員としての資格を失う。

３ 賠償責任保険に加入している場合、前項の通り学生会員としての資格喪失後、正会員へ自動移行となり、同年年度末までの年会費を納入しなければならない。

第３章　　会費等

（入会金及び年会費並びに固有サービス利用料）

第１４条会員の入会金及び年会費は次の通りとし、会員はその区分に従い入会金及び年会費を納入しなければならない。

(1)	正会員：	入会金	５，０００円	年会費	６，０００円／年
(2)	準会員：	入会金	０円	年会費	４，２００円／年
(3)	賛助会員：	入会金	１０，０００円	年会費	２０，０００円／口
(4)	学生会員：	入会金	０円	年会費	０円
(5)	非会員：	入会金	０円	年会費	０円

２　選択できる固有サービスの利用料については以下の通りとする。

(1)　「療養費申請サポート」使用料：　１２，０００円（税別）／年

３　賛助会員は年会費として、本条第１項に定める金額を年１口以上、納入するものとする。

（年会費の計算）

第１５条 年会費は、毎年１０月１日からその翌年９月末日までを１年度とし、翌年１年度分を当法人の指定する期日までに前納するものとする。以後、退会の申し出がない限り自動継続とする。その他、会費の納入方法等の詳細については、別に定める会員の会費等納入規程に基づき実施する。

（臨時会費）

第１６条　当法人が、特別の支出を必要とし、理事会の決議により臨時会費を徴収することが承認された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

第４章　　会員資格の喪失

（退会）

第１７条 当法人を退会しようとする者は、所定の退会届又は退会申込フォームを事務局へ提出しなければならない。

２ 退会日は、前項に定められた退会届又は退会申込フォームによる届出が不備なく受理された月の末日とする。但し、届出に退会希望日を記載し当法人が承認した場合に限り希望日を退会日とする。

３ 本条による場合、既納の入会金及び年会費はこれを返却しない。

（除名）

第１８条 当法人は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、理事会の決議により、当該会員を除名とし、第３条第３項各号に定める会員の権利を停止又は解除することができる。

(1)　会費等及び諸費用の未納が６ヶ月を超えたとき

(2)　当法人に対し、虚偽の事項を登録・申告したことが判明したとき

(3)　当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき

(4)　会員としての義務を果たさず、指導や催告に従わないとき

(5)　本規約又はその他当法人が定める規約・規程等に違反したとき

(6)　その他、当法人が会員として不適当と判断したとき

２　当法人は、理事会の決議により、当該会員に対し、除名に先立ち弁明の機会を付与することができる。

（会員の資格喪失）

第１９条　会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会したとき

(2)　成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)　死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき

(4)　法人又は団体が解散し、又は破産したとき

(5)　除名されたとき

２　会員が、前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失う。ただし、未履行の義務等ある場合には、継続して義務を負う。

３　当法人は、非会員を除き、資格を喪失した会員に対し、資格喪失手続きが完了した旨及び資格喪失日を記載した書面を、当該会員が当法人に対し届出ている宛先等に郵便または電子メールにて通知する。

（復権）

第２０条　会員が、第１８条第１項第１号の規定により資格を喪失した後に、再び当法人に入会しようとするときは、未払い会費等に年１４．６％の割合による遅延損害金を科した金額を納入する事により、資格の復権の申し出を行う事ができる。

第５章　　禁止行為等

（禁止行為）

第２１条 会員は、当法人に無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定の団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

２ その他、第１８条第１項各号に定める行為、当法人の主旨に反する行為等を行ってはならない。

（譲渡の禁止）

第２２条会員は、当法人が認めた場合を除き、本規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡又は移転し、貸与し又は担保に供する等の行為はしてはならない。

（知的財産）

第２３条　当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイディア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、全て当法人に帰属する。

２　当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、又は公表してはならない。

第６章　　附則

（準拠法）

第２４条本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

（専属的合意管轄）

第２５条会員と当法人の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

（施行年月日）

第２６条　この規約は、平成２８年２月２７日から施行する。

附則（令和元年１１月２４日）

この規約の変更は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和２年１１月２２日）

この規約の変更は、令和２年１２月１日から施行する。

附則（令和３年１１月２１日）

この規約の変更は、令和３年１０月１日から施行する。

附則（令和４年１１月２０日）

この規約の変更は、令和４年１０月１日から施行する。

附則（令和５年１１月１９日）

この規約の変更は、令和５年１０月１日から施行する。

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会
会員に関する会費等納入規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会（以下「当法人」という。）の会員規約第３条第２項に定める会員（以下「会員」という。）の区分による入会金・年会費・臨時会費・サービス利用料（以下「会費等」という。）、その他諸費用等に係る事務手続きを定めることを目的とする。

（規程の改廃）

第２条　本規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

２　前項の規定により改廃した規程の効力発生時期は、決議のなされた理事会の翌日とする。

第２章　会費等の納入

（入会金及び年会費）

第３条　会員規約第１４条に規定する入会金及び年会費は、次に掲げるところによる。

（１）正会員

①入会金　５，０００円

②年会費　６，０００円／年

（２）準会員

①入会金　０円

②年会費　４，２００円／年

（３）賛助会員

①入会金　１０，０００円

②年会費　２０，０００円／口

（４）学生会員

①入会金　０円

②年会費　０円／年

（５）非会員

①入会金　０円

②年会費　０円／年

（サービス利用料）

第４条 会員規約第８条に規定する、療養費等支給申請書の審査及び支給に関するサービスを利用するためには、別途療養費申請サポートの申込みを行う必要があり、その使用料は１２，０００円（税別）／年とする。詳細については別途「療養費申請サポートの案内」に規定する。

（臨時会費）

第５条　当法人は、会員規約第１６条の規定に基づき、会員から臨時会費を徴収することがある。

（会費の納入方法）

第６条 会員は、あらかじめ届け出た金融機関等の口座振替の方法により、会費等を納入しなければならない。ただし、本規程において別途の方法が指定されている場合その他当法人が会員に対し個別の納入方法を指定した場合には、会員は当該指定された方法により会費等を納入しなければならない。

２　準会員は正会員に対し、会費等及び諸費用の納入等（請求の受け取り並びに納入等） を一括して委任するものとする。

（入会時の会費等）

第７条 会員規約第４条第２項により当法人から入会を承認された者は、当法人指定口座において、入会希望月の前月２３日までに、入会金及び入会した年度の年会費等を納入しなければならない。ただし、年度の途中で入会する者の年会費については、月割り計算された金額を納入するものとする。

（年会費の計算）

第８条 年会費は、毎年１０月１日からその翌年９月末日までを１年度とし、毎年８月２７日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに、口座振替の方法により、翌年度の年会費を前納しなければならない。口座振替による年会費の納入ができなかった者は、当法人指定の方法により速やかに納入しなければならない。以後、退会の申し出がない限り自動継続とする。

（会員区分の変更）

第９条　会員規約第９条による会員区分の変更により、変更が認められた者は、前条における口座振替において、変更後の会員区分による年会費を前納する。

２ 会員区分の変更に伴い、入会金に不足が生じる場合には、前項の口座振替時に差額分を

併せて引き落とし入金するものとする。

３　会員区分の変更に伴い、納入すべき入会金がすでに納入した入会金を下回る場合であっても、当法人は、当該差額分の返還及び相殺等は行わない。

４ 当法人が特別な事由があると認めて、年度途中における会員区分の変更を認めた場合であって、既に納入した入会金及び年会費が、変更後の入会金及び年会費より少ないときは、会員は、当法人指定の期日までに差額を納入しなければならない。

５ 前条の場合において、納入すべき入会金及び年会費がすでに納入した入会金及び年会費を下回る場合であっても、当法人は、当該差額分の返還及び相殺等は行わない。

（相殺の禁止）

第１０条会員は、当法人の行う事業から報酬その他の支給等を受ける権利を有する場合においても、会費等や諸費用について相殺をもって納入を行うことはできない。ただし、当法人が別途認めた場合はこの限りではない。

（分割納入の禁止）

第１１条 会費等はすべて一括で納入しなければならないものとし、会費等の一部支払や分納はできないものとする。ただし、当法人が別途認めた場合はこの限りではない。

（会費等の滞納と催告）

第１２条 会費等を滞納している会員に対して行う催告は、電話等での口頭伝達による方法その他当法人が適当と認める方法をもって当該会員が会費等を滞納している事実を通知することにより行うものとする。

２　会員が会費等を滞納した場合、当法人は、再請求書を当該会員へ送付することができる。当該再請求書を受領した会員は、当該再請求書に記載されている期日までに滞納に係る金額を納入しなければならない。

第３章　退会

（退会による会費等の請求中止）

第１３条 会員が、７月３１日（以下、「提出期限日」という）までに当法人に所定の退会届を提出し不備なく受理された場合には、当法人は当該会員に対し、提出期限日が属する年度の翌年度に係る年会費等の請求を中止するものとする。

２　会員が当法人に提出した所定の退会届が、提出期限日の翌日以降に受理された場合には、当法人は当該会員に対する提出期限日が属する年度の翌年度に係る年会費等の請求を中止しない。

（退会による会費等の返還・相殺）

第１４条 当法人は、会員に対し、納入済会費等の返還及び相殺は原則として行わないものとする。ただし、法令等に照らし、納入済会費等の全部又は一部を返金すべきであると当法人が判断した場合はこの限りではない。

２　年度開始日の５営業日前までに退会届を提出し、不備なく受理された場合には、当法人は、会員に対して納入済の当該年度分の会費等の返還を行うが、当該会費等の返還に伴う振込手数料等は会員負担とする。

第４章　諸費用

（諸費用）

第１５条 当法人が主催する催事・物品の販売および各種会員サービス等、会員が自己の意思・選択に基づいて申し込んだことにより発生する当法人に対し支払うべき諸費用については、会員は、当法人に対し、当法人があらかじめ指定した方法により納入しなければならない。

２　会員が、前項に定める義務を果たさなかった事によって当法人が負った費用（人件費や通信費等の実費等）・損害については、当法人は当該会員に対し請求することができる。

３　会員が前２項の諸費用を所定の期日までに納入しない場合、当法人は、その主催する催事や物品の販売および提供するサービス等に関し、当該会員の参加や申込およびサービス提供の継続を制限することができる。

４　会員が第１項及び第２項の諸費用の支払を遅滞した場合、当法人は当該会員に対し、年１４．６％の割合による遅延損害金を請求することができる。

付　則

１．この規定は、令和２年４月１日から施行する。

２．この改訂は、令和２年１２月１日から施行する。

３．この改訂は、令和４年１０月１日から施行する。

休会に関する規程

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会（以下「当法人」という。）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

（休会理由）

第２条　正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

（1）出産・育児、介護

（2）長期の病気療養

（3）その他理事会において承認された理由

（期間）

第３条　休会期間は 1 年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 10 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

2　休会は、最大で 2 回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

（条件）

第４条　正会員は、次の各号の条件を満たすことによって休会することができる。

（1）休会しようとする年度の前年度の 7 月 31 日までに当法人に所定の休会届を提出し、第 5 条に定める休会費を納入すること

（2）休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること

（休会費）

第５条　休会中の会費は以下の通りとする。

（1）休会費：２，０００円／年

（義務の免除）

第６条　休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の年会費納入が免除される。

（権利等の停止）

第７条　休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

（1）当法人会員規約に定める正会員が受けられるサービス

（2）社員にあっては社員総会での議決権

2　　第 1 項第 1 号のうち、休会期間前に当法人へ提出した療養費等支給申請書に係るサービスについては、これを停止しない。

（復会）

第 8 条　休会した正会員は、第 9 条に規定する休会延長若しくは第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2　　休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、当法人が定める復会届を提出し、当年度の年会費を納めることをもって復会することができる。　但し、第 7 条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

3　　復会の際に納入すべき年会費の一部を既に納入した休会費により充当し、不足が生じる場合には差額分を振込等により納入するものとする。

4　　納入すべき会費が休会費を下回る場合であっても、当法人は、当該差額分の返還及び相殺等は行わない。

（休会延長）

第 9 条　休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の 7 月 31 日までに、当法人が定める休会届を提出し、理事会の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が 3 回目である場合は、休会の延長は認められない。

2　　休会延長が承認されなかった場合、休会中の正会員は、当法人が指定する期限内に第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

（退会）

第 10 条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の 7 月 31 日までに、理事会が定める退会届に必要事項を記入し、提出することとする。

（規程の変更）

第 11 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日より施行する。

この改訂は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。